

柏原市社会福祉協議会会員規程

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人柏原市社会福祉協議会（以下「社協」という。）定款第19条の規程により会員を置く。

(会員の資格と位置付け)

第2条 会員は組織構成会員と住民会員・賛助会員（住民賛助会員、特別賛助会員）とし次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 組織構成会員

社協の趣旨・事業目的に賛同して、本会の組織構成員となり、その運営、事業に参加する団体・機関または個人であって、議決機関である本会評議員を選出する母体となり、会員としての権利、義務関係を有する。

社協の組織構成会員は、次のとおりとする。

I. 住民代表的な性格のつよいもの（地区福祉委員会を含む）

II. 福祉専門機関・団体的性格のつよいもの

III. 当事者団体的性格のつよいもの

IV. 関連分野団体

V. その他（学識経験者、その他）

2. 賛助会員（住民・特別賛助会員）

賛助会員は、組織構成会員と異なり、会員としての権利・義務関係を有せず、社協の事業目的に賛同し、財政面で社協を支える構成員として次のとおりとする。

I. 住民賛助会員は、社協の趣旨に賛同する個人（世帯）等とする。

II. 特別賛助会員は、社協福祉事業に關係ある官公署の代表者、法人、事業所、個人等とする。

(入 会)

第3条 社協に入会を希望する団体（者）は、別に定める申込書を社協会長宛に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 賛助会員（住民・特別賛助会員）については、会費の納入をもって入会したものとみなす。

(会 費)

第4条 会員の会費は、次のとおりとする。

① 組織構成会員会費は、団体（者）の規模を勘案し会長が定める。

② 賛助会員会費（住民賛助会員会費） 年額一口 200 円（口数制限無し）とする。

③ 賛助会員会費（特別賛助会員会費） 年額一口 1000 円（口数制限無し）とする

2 会費は、年度当初に社協事務局に納入するものとする。

3 既納の会費は、返納しないものとする。

4 会費の年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。
ただし、納入の遅れによる年度は決算前までとする。

(報 告)

第5条 本会は、会員に対し次の事項を実施する。

- (1) 毎年度の事業報告・決算、事業計画・予算等の報告
- (2) その他

(退 会)

第6条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。

- 1 退会届があったとき、または、会費を納入しないとき。
- 2 会員が死亡したとき。
- 3 会員が除名されたとき。

(除 名)

第7条 会員で社協の名誉を毀損し、又は、趣旨目的に反する行為があったときは、理事会の決議を経て会長がこれを除名する。ただし、その会長に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(施行細則)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、会長が理事会の意見を聞いて定める。

付 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

この規程は、平成1年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。